

事件番号 昭和六一年(中)第一四二号

証人尋問調書

(この調書は、第一五回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名

岡山学

年齢

昭和四〇年二月八日生

職業

大学生

住居

岡山市津島福居一丁目三番七号大島三矢付

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以上

原本番号 昭和六一年(刑)第一五五号の一七

# 速記録

昭和六三年一月二十九日  
第 〇 回  
公 頭 弁 論 判

事件番号 昭和六一年(わ)第一二四二号

証 氏

名 人  
岡 山 学

弁 護 人 (池上)

証人は今お仕事は。

学生をやっております。

昭和六一年の三月二四日、この建物の中、大阪高等裁判所一〇〇七号法廷に行きましたか。

おりました。

その前の期日が二月一〇日だったんですが、その時も傍聴に行きましたか。

おりました。

その前にも期日は何回か入っておったんですか。

表 半 頁  
……、と言いますと、二月一〇日以前の期日にも来ておったかということですか。

そうです。

ええと、一応私は二月一〇日が初見ですけども。

岡山からの京都大学 A 三六七教室明渡請求控訴事件の審理に参加するというか、傍聴に行く人が多くなったのはその二月一〇日からですか。

一応私の知っている人と言いますか、岡山のほうの学生が参加したのは二月一〇日が私の知っている範囲では初めてということ、数が多くなつたというふうな、どうかわかりませんが、参加者としてほくらが参加したのはそれが初めてということ、です。

あなたは鈴木さん、根本さんご存じですね。

ええ、知っています。

鈴木さんと初めて会ったのはいつごろですか。

一九八五年の十一月二三日、二四日で、二三日が初見のような気がしま  
すけれども。

どういう機会ですか。

岡山のほうで、岡山大学のほうで、大学祭企画の一環としましてシンポ  
ジウムがあったんですけれども、岡山大学での、なんていうのかな、そ  
のシンポジウムに鈴木さんなりがずっと過去かかわってらっしゃって、  
まあ、一時期来られなくなったこともあるんですけども、で、またそ  
の時においてになって、私は別の案件でその場に参加しまして、初めて  
その場で会ったということですよ。

シンポジウムの機会に会ったと。

そうです。

根本さんと初めて会ったのは、そうするといつごろですか。

一応私の記憶ではその時に、シンポジウムには根本さんは参加されずに

鈴木さんと一緒に来られてて、シンポジウムの時間中の会場の外の、ソファーがあつたんですね、廊下のところに、そこに寝そべられていたのを、根本さんというふうにはその時はお名前までは知りませんでしたけれども、見たのは最初です。

あなたがその次に根本さんに会ったのはいつですか。

先程、ご質問がありました三月二四日、失礼、二月一〇日が次ですね、二回目になります。

鈴木さんと二回目に会うのは、そうすると、三月二四日ということになりますか。  
一応三月二四日になります。一応それ以前に会う予定はあつたんですが会えなかったということがあつたので、その件がありまして、まあ、二回目会つたのは三月二四日ということです。

あなたほか何人かの方と根本さんとの間で二月一〇日にいろんな話があつたようですけれども、あなたとしたらそれが会うのが二回目でしょう。

はい。

どういふことで問題があるのだということとはほかの人から聞かないとわからない  
んですね。

一応ほかの人から聞かないとということか、まあ、そういうふうにはなりま  
すけれども、自分で具体的に経過とかおさえているとかということでは  
その時はなかったです。

それでは二月一〇日にあなたを含めて岡山から来ている人たちと根本さんとの間  
で話合いがなされましたね。

はい。

それはどういふ点の話合いだったんですか。

……、二月一〇日に根本さんがA三六七公判である文書を提出している  
わけです、と思うんです。で、それに関して根本さんが証言するといふ  
か、証言して行くと、あるA三六七の公判の、具体的に言つてよろしい

妻 半 房  
でしようか。

いいですよ。

竹中さんという方がいらっしやいまして、その方のところへ判決文が送達されていないということがありまして、根本さんはご職業が郵便局員でして、その判決文が未送達のまま路上に落ちていたのをひろって、これは大事なものだからという事で、京都の地方裁判所でしたかに送り返したということがあるというわけです。ともかくどうということかよくわからないけれども、ともかくこの場合は紛失すると重大だからということ、職務上わかっているからということ、送り返されたことがありまして、そのの件に関して二・一〇というか、二月一〇日に根本さんはそういうふうなことがあったというふうな文書を出されてますし、出されているんですが、それに関して以降証言してほしいというふうには竹中さんも含めて言っておりましてすけれども、そのへんちょっとずれがあ

りましてどうするんでしょうかというような、要するに裁判の進行上の確認みたいところで話があったということです。

でも、根本さんとしては証言する意思があったから二月一〇日に傍聴に来てたんじゃないですか。

私はそういうふうには把握しておったんですけれども、そのへんが根本さんがどういうふうにした時にその時急に翻意されたのかに関してはその時も。

その時翻意された。

その時翻意されたのかどうなのかよくわからないんです。ともかくどうされたんですかというふうには、されるのではなかったんですかというふうなことで話をしたんですけれど。

いや、どこかでしないことが決まったんですか。

しないことが決まってるはずですよ。

するともしないとも根本さん言っていないのでしよう。



されるということだったはずなんですけれども、しないというふうに、  
されるのかというふうな意思表示もなかったということです、具体的に  
言えば、で、どうされるんですかて。

具体的に証言しないというふうに拒否しているわけじゃなかったでしょう。

一応拒否はされてなかったはずなんですけれども。

そうでしょう。

はい、ただ：。

にもかかわらずこの裁判所で証言した警備員さんらの話などによるとね、根本さ  
んがみんなからつるし上げをくっているような状況であったというふうなふうに  
言われているんですね。

つるし上げですか。

はあ、それはどういうことなのかしら。

……、声が高かったりとか、手が出たりとか、要するにどなったりとか

手を直接かけてなんとかをしたというふうな、目に見えた、要するに暴行に近いようなことは私の見た範囲では法廷等では別になかったように思いますけれども。

つるし上げと言ったって、別に実力行使しなくても言葉の上でつるし上げということはあるでしょう、みんなでよってたかってね、根本さんを非難するとかな、そういうことはあったんじゃないですか。

私が見た範囲で言いますと、たとえば証言提起をされた方とか、証言してほしいと言われた方がどうされるんですかて確認をある程度、審理の進行に直接かわかって来ますから、ある程度念のいった形で確認されていたのは見てましたけれども、ほかの学生とかなんかは何がおきているんや何もわかんなくて、徒党を組んで何かするという以前に、何があったんやらわからなくて、遠巻きにながめてという実態で、つるし上げるというにはほど遠いと思います。周りにとにかくほう然と立っていたと

妻 半 所  
いうのが多いですね、ほとんどの人間は。

そしたら誰と誰が根本さんにどうするんですかというふうなことを聞いたんですか。

一応私はおきてた時、その確認作業があつた時には法廷入口から見て奥のほうでありまして、私は法廷入口の、私は出かけてたのでそんなに見てなかつたんですけれども、奥のほうで数名の方が、竹中さんはいらつしゃつたような気がするんですけど、あと数名の方と話になつていた、ほかの人間は遠巻きに見ているか、出かけるかみたいな感じだと、私のほうはちょっと入口近くでしたので、それ以上見てるといふ感じではないです。

その話合いが一応法廷での審理というかな、が終つてからどのぐらいの間続いたんでしようか。

一応、二・一〇のその日にされるといふふうなつもりで、一応きょう中

になんらかの確認なり次回の方針みたいなのを裁判所に出す必要があるからということ、かなり、まあ、その場ですぐ言っただけというところだったんですけれども、大分せめてまして、一〇分ぐらいあったかな一〇分もあつたかな、ともかく五分少々はあつたような気がしますけれども。

裁判所の記録上はね、二月一〇日にも退廷命令が出て庁舎外まで出さされたという事になってはいるようなんですが、裁判官が退席されて五分か一〇分ぐらいで退廷命令が出てみんな引張り出されたんですか。

いや、私は半分終わったというか、二・一〇で裁判官の方が終わりますというふうに言われて、もうすぐに出かけて、もうその傍聴人入口のところまで行きかけて、あと向こうのほうでなんか話をしているぐらいでボーッと見てたら、突然警備員の方がワラワラと入って来られて、自分の感じから言ったらつまみ出されちゃったというふうな感じなんです

けど。

それは裁判所が退席して五分か一〇分たってですか。

そんなに長時間やっているようなことではないと思いますけれども、話をしていたのは。

だから五分か一〇分なのですかて。

程度です。ただ警備員の方がおいでになってからは大分長かったですけれども。

どうして。

いや、なんで突然来られるのか、ないしは引張り出されるのかよくわからんというんで、いらっしゃった方が当惑されて警備員の方になんてですかみたいな感じで聞かれて、そのへんで出すんだみたいな感じで、そのへんのやりとりのほうが実は長かったというふうな感触がありますけど、私は。

あなたもその時、というのは二月一〇日の時につまみ出される時に警備員にどうして出されるのかというふうなことは聞きましたか。

聞きました。

聞いた。

はい。

なんという返事でしたか。

言われませんでした、出て下さいとしか言われません。

退廷命令が出ているということはないですか。

私は告げられてません。

同じ二月一〇日にね、根本さんの財布を含む荷物をね、自主管理をしたことがありますか。

ほくがですか。

誰かが。

妻 半 所  
そういうふうな行為は、一応は、外ですけれども、駐車場のところですが、けれども、行く道というふうになるんですか、で、なんかありまして、接触があったような感じで、で、あなたここからね、すぐさまどこかへ行ってしまおうというふうなことはちょっと出来ないでしょうみたいなことを言われて、どうするんですかというんだけど、根本さんが立ち去られようとするんで、ちょっと待って下さいみたいな感じでそのようなことがあったようなのは見ましたけれども。

誰が自主管理しましたか。

人間の特定ですか。

はい。

一応竹中さんが、その場にいた人にこのまま根本さんを立ち去らせていいんですかというふうな趣旨のことを言われて、あと男性数名、女性二、三名が根本さんにちょっと待って下さいみたいな感じで近寄って行っ

たような感じはありますけれども。

だから誰が自主管理したんですか、誰かが管理するんでしょう。

財布を取った、取ったというか、取ったところに關しては全然私は見て  
ないです、具体的にその場で見たかというふうなことでしたら。

見なくても最終的に誰かが保管するわけでしょう。

はい。

誰です。

保管に關しては、……、掘里君というのがその時傍聴に来ていたので、  
彼とあと射塚あつ子さんという方がいらっしやいましたね、名前として  
ほくが特定出来るのはその方二人と、あと誰かいたかな。

何人かで管理するんですか。

いえ、管理ということでしたらその二人ということですよ。

どうしてそれ、財布を含む荷物を自主管理しなきゃならなかったんでしょうか、



知っていますか。

しなきゃならなかったのかというか、ともかくこの場から立ち去るとい  
うふうには出来ないんじゃないかと、証言されるということだったんで  
すけれども、二月一〇日に、証言をどうされるのかもあまり言われな  
かつたし、実質上進行上で、法廷での進行上ではされてないというふうな  
ことになって、このままじゃ終わらないでしょうと、二・一〇の公判とい  
うのは終りにならないでしょうというふうなことで、立ち去らないで下  
さいというふうなことを趣旨で、なんていうのか根本さんはそういうふ  
うにはしないというふうな、立ち去るということだったですけれども、  
一応立ち去れないでしょうというふうに言われた方のほうが実質そ  
うふうになるようにというか、という趣旨で。

わかんないそれじゃ。

……、その場から具体的に、要するに交通機関とか利用して移動が一旦

は出来ないようにということでしたら、たぶん、そうだと思いますけれども。

その場に止めおくためにね。

一旦はです。

一旦。

はい。

どうしてその場に一旦止めおかなくてはいけなかったのかな。

一応、その時にA三六七の公判のほうで結審ということだったと記憶しているんですけども、結審、そのままではやっぱり、たとえば竹中さんの未送達の件とかがあるのに何故結審出来るのかというのがあって、そのへん裁判所のほうへはつきり結審出来ない、判決文が届いてないのに出来るわけがないではないかというふうなことを言わなければいけないと、特に早急に言わなければならぬということがあって、その証人に出る根本さんにどうされるんですかということを早急に確認取らね

表 半 房

ばならなかったということがあり、根本さんの住居がご存じの通り札幌  
です。一度帰られてしまったら、お帰りになってしまったら、そのあ  
と連絡手段がやはり間遠になりますので、行くにしても手紙を出すにし  
ても、緊急性ということでもうさされたらと思うます。

証人申請はされてなかったんですか。

一応、ぼくは記憶にはなかなですけれども、一応これこれというふうな  
ものをひろいましたというふうな上申書というんですか、裁判所へ出さ  
れてたというふうな記憶はありますけど。

証人となるというのだからね、証人として採用して下さいという申請書は出てた  
んでしょうか。

私はそのへんまでは記憶というか、その場では把握しておりませんけれ  
ども。

そうするとね、証人になるとか、なうないとかいうことは前から問題になってい

たんですか。

一応、あのう、A三六七公判において根本さんの証言というのは不可欠だということですけど根本さんにしてほしいというふうな趣旨の要請はずっとあったと思います。

返事はまだなかった。

いや、だから、要するにその第一歩みたいな感じで出されてたというふうに把握してますけれども、要するに、証人になるというふうな確約というんじゃないくて、証人になって行くというふうな方向性を持って、たとえばこういうふうなものをひろったということをまず第一歩として上申書ですかを書いて出されたというふうな把握してますけれども。

そうすると、根本さんとお話をしている人たちは、根本さんに具体的にはどうしろという要求を持ってお話になっていたわけ。

一応、結審されてしまったんですけれども、それは出来ないんじゃない

かという趣旨のことで、自分、具体的に言いましたか。

何をしろということを求めていたのかということを知っているんです。

……、具体的に言うと、結審がされてしまったんだけど、その結審をさせたままでよいのかと、そういうふうに。

結審をさす、そのままではよいのかと言って、結審したのは裁判所で根本さんじゃないからね、根本さんに何を求めていたのかを聞いているんです。

……、どう言えばいいのか、ちょっと言葉に困る……。

何かを求めているんでしょう。

はい。

行動を。

はい。

違うんですか。

はい。

どういふ行動をすることを求めていたのですか。

一応、具体的に、たとえば竹中さんが言われたことをそのまま言うところ、このままこの二・一〇の法廷というのは閉廷不可能であるから、このまま、根本さんの証言の意味から言っても、このままここに残って閉廷不可能というものを具体的に現わすしかないか、根本さんが現わすしかないかというふうなことを言われてたというふうな記憶しておりますけれども。

その場に残って閉廷不可能だということを示すべきだと。

証言：。

残り続けて、閉廷してないんだということを実際に示すべきだということだったんですか。

そうですね、なんというか、先程言いました未送達の件を証言するといふふうな意味から言って、それが全くされてないし、実質行われてませ

表  
半  
所  
んからそれへ向かってということ。

そうすると、具体的にね、あなたが今しているように、証人席に座ってこういう形で証言するということを行為として求めていたんじゃないなくて、裁判官が退席してからもその場に残り続けて、閉廷が不可能なんだということを示せということだったのね、ちょっとくどいけど。

その時はそうです。

その時はね。

ただ、具体的に言えば、こういうふうな形で証言するというのはその先にあつたろうと思えますけれども。

え。

それを実現して行くためにまず第一歩としてそういうふうにする必要があるんじゃないかというふうなことという把握はありますけれども。

それは法廷内のことですね。

はい。

法廷外に出てからも話が続きましたね。

はい。

その時は具体的にどうするということをお求めていたんですか。

その時は少し、要するに根本さんがいた位置とは私は遠くて、裁判所の建物がこうあって出口このへんにあつて。

いいから、聞いていることは何を求めていたのかということをお聞いている。

これ以降どうされるんですかと、具体的に早急に根本さんの証言なりねがあつて、これこれの理由があつて結審が出来ないのではないかということをお裁判所に出す必要があつたのではないか、根本さんが出す必要があるんじゃないんですかということをお、そうされませんかということふうにお求められていたような記憶があります。

何かすでに根本さんから裁判所に事情を書いた書面が出ていたようにも思ふけれ



ども、重ねて根本さんから裁判所にこれこれこういうことで終結と、このまま判決というのはおかしいのだという書面を出せということなのね。

そうです。

その点についてはかばかしい返事がなかったということ。

返事というか、何も答えられなかったということですよ。

そのこと以外にね、鈴木さんの関係でもね、根本さんとの間で二月一〇日にやりとりがあったのではないでしようか。

鈴木さんも、たとえばA三六七にかかわっていらっしやいまして、来られて……。

結論をまず言ってもらえませんか。

鈴木さんが、たとえば二・一〇……。

関係があったのか、その時の話に関係があったのかどうか、まず言うて下さい。ありました。

それはどういふことで関係があつたの。

鈴木さんはA三六七にかかわつてらしたんですけれども、A三六七の教室にですね、それに関して鈴木さんもやっぱり何か現わす必要があるんじゃないんですかといふことをずっと言われてたんですけれども、それが全然なしのつぶてであつたと、二月一〇日にも来て：

鈴木さんと根本さんは北海道で一緒に暮している。

はい。

だからそれまでも手紙なりなんなりで鈴木さんあてに問いかけをして来た。

はい。

それに対して鈴木さんからはなしのつぶてであつた。

といふことだったといふふう聞いておりますけれども。

それで根本さんに。

鈴木さんはどうされるのかといふふうなことも一緒に聞かれていたよう

表 半 房  
な気がします。何故二月一〇日に鈴木さん来られないのかと。

鈴木さんの行動にですね、根本さんがなんらかの制約を加えているとか、関係があるとかというふうな事情があったのですか。

……、あると思いますけれども。

どういう事情ですか。

……、どうなりますんでしょうか、……、もう一回質問繰返していた  
だけですか。

鈴木さんがあなた方からの問いかけをしてもなしのつぶてだと、よろしいですね  
はい。

そういうふうな態度に出ていることと根本さんが鈴木さんと一緒に暮しておると  
いうことの間に関係があったか、あるいはそうした鈴木さんの行動に根本さ  
んがかかわっていたかということですが。

関係はあったと思います。で、要するに、それまでに京都大学の A 三六

七教室にかかわって来たことですか、あるいは鈴木さんはもともと岡山大学の学生でもあり、その中でいろいろ活動されたこともあるんですけれども、根本さんと札幌へ行ってしまわれることで、たとえばそういうふうなことでこれまでされて来たこととか、そこで残されて来たようなことを一切合切を清算されてしまおうというふうな意図があったんではないかということがありまして、それは違うんではないかというところでね、根本さんと二人で解決つけてしまえるというか、つけてしまうようなことではないんではないかというふうな疑問がずっとあったというか、問いかけがあったと、それはやっぱりそれにかかわって来たもの全員のやっぱり中で解決出来るものを解決して行かなきゃいけないんじゃないかというふうなことがあったわけですよ。

そうすると、鈴木さんに対する問いかけについて返事がないことについても根本さんの責任を追究したということですか。

一応、責任を追及したというか、要するに、何故来られないのかというふうなことをね、根本さんはそれについてどうされるんですかということを聞いたということ、根本さんに責任があつて全面的に責任があつてその責任追及をしたということではあまりないような気がしますけれども。

鈴木さんはどうされるんですかと聞くでしょう、そのほかに何か聞くんですか。

……、その場ですか。

うん。

私が見聞きしたのはそれだけと、あとは私のほうから、これは私のほうの用件だったんですけれども、先程言いました一九八五年一月二四日に鈴木さんのほうから、鈴木さんのご両親のほうへ、私のほうへ手紙を託しますと、で、もののほうはまた別の機会に渡しますというふうなことを言われたんですけれども、その場へ行きますと鈴木さん来られなく

て、結局、私は肩すかしをくったということ、あれはどうなるんですかというふうなことを私のほうからは個人的に、個人的というか、根本さんに問うたということがありますけれども。

でも、それは鈴木さんの問題であって、根本さんの問題じゃないでしょう。

一応、根本さんも経過としては把握されていますし、実情は知っているはずですから、これこれこういうことなんだぐらいのことは十分言えるはずだと思つたわけで聞いたわけですし、あるいはそこで即答されなくても、また、鈴木さんに会つた機会に私のほうがそういうふうに通うておつたがどうされるのかというふうなことを伝えてほしいということも一緒に言っております。

返事はあつたんですか、その二つの件について。

一応、ほかの案件と同じく答らしきものはなかったと、で、どうされるんでしょうかというふうなことで確認を急いでおります。

では、全く口を開かないということなんでしょうか。

終始無言に近かったような気がしますけれども。

その財布と荷物はいつまで管理していたんでしょうか。

財布と荷物ですか。

ええ。

一九八六年のいつぐらいですか、九月ぐらい、ある程度期間はあるんですけれども、いくつかにわけてですが、九月前後、あと前後二―三ヶ月にわたって少しずつ根本さんなりとのやりとりがあつた、手紙等、話等があつて、その中で逐次いろんなやりとりと一緒に戻って行ったというか、根本さんの手に渡って行ったような経緯がありますけれども。

全部一遍じゃなくて。

少しずつです。根本さんのほうからこれはちょっと戻してくれませんかというふうなことも言われたりとかというふうな、お手紙等も来ました

ので、その都度文面にある通りというふうな形で、通りというふうにくにならなくて、こういうふうなことであとでお送りしますとかというふうなこともあったとは思いますが。

昭和六一年の三月一四日ごろに、あなたあるいはほかに何人かの方が札幌へ行って根本さんに会いましたか。

会いました。

あなたも行かれたですね。

行きました。

ほかに。

一四日にたたれたのが坂本さんとあれい君というお子さんが、子供さんが行かれて、一八日ですか、これは一八日にあとから私と濱本さんというふうなお名前の方が。

濱本さん。



表 半 所  
濱本さんです、がぼくと一緒に行かれました。

とすると四人ですか。

計四人です。

れい君というのは鈴木さんが生んだ子供ですね。

はい。

ね。

はい。

三月一四日までは岡山のほうにいたんですか。

いました。

いつごろから。

……、一九八五年のいつですか、まあ、半ばぐらいに、京都のほうで根

本さんとかが、根本さん、鈴木さんが来られて、根本さんが京都駅に。

いやいや、いつごろからかと聞いたただけだからね。

半ばぐらいからです。

昭和六〇年の半ばごろ。

八五年の半ばぐらい。

半ばと言ったら六月と七月という意味ですか。

いつぐらいなんでしょう、ちょっとそのへんの記憶が、ほくもいつの間にかいたなというふうな感じがあったので、いつからいたというふうには特定はちょっと記憶のほうでは出来ません。

わからない。

はい。

根本さんと鈴木さんは札幌へ行っているでしょう。

はい。

子供さんだけどうして岡山へ残ったの。

先程それを言いかけたんですけれども、一九八五年のいつぐらいですか

ちよつと日にちは覚えてないんですけれども、それも半ばごろだったと  
思うんですが、京都のほうでA三六七のほう、京都地裁のほうだったの  
かな、で、根本さんと鈴木さんとれい君来られて、そこでちよつと話に  
なつて、要するに、京都駅のプラットホームで鈴木さんと根本さんが立  
ち去られちゃつたんですけれども、れい君がプラットホームに残つちや  
つたと。

何故そんな状態になつたんですか、二人はれい君を連れて行くつもりではあつた  
んでしょう。

あつたとは思いますがれども。

で、どうしてれい君だけ残ることになつたのですか。

……、直接その場に立会つたりとか、そのへんの経緯を直接……。

どうしてかは知らないんですか。

いや、聞いたことはありませんけど、そのことで証言しても……。

聞いたことでもいいからね。

聞いたことということと言うならば、……、子供を育てるといふか、

子供……。

直接のきつかけだけでいいです、直接原因だけで。

討論があつて、それで結局、……、どう言えはいいか、ちょっと考えさせてくれませんか。

いやいや、子供を育てることについてね、鈴木さんらが連れて行って育てるのがいいのか、岡山で育てるのがいいのか意見がわかれて討論があつた、そういうこと。

誰が育てるのがいいということではなくて、まあ、……。

札幌へ連れて行って育てるのか、岡山で育てるのかということでしょう、違うんですか。

誰が、なんというのかな、普通はそういうふうになるんだろうと思うん

表 半 房  
ですけれども、誰がこの子を育てるのかということを一且は保留にして  
おいて、たとえばいい君が生まれて来た意味とかね、あるいはその過程  
みたいなものを、なんというのかな：。

私が聞いているのは議論をするということじゃなくて、なんのことで議論になっ  
たんだろうかということ聞いてたんで、子供のことで議論があったんでしょ  
うと聞いたんです。

ええ、子供のことで議論はあったようですけども。

で、結局、子供を連れて行くことは出来ずに根本さんは立ち去ったということに  
なるわけですか、あなたの知っている、聞かされた事情というのは。

連れて行くことが出来ずにといふふうには聞いていなくて、根本さんが  
れい君をプラットホームに置き去りにして行ったといふふうにはしか聞い  
てないですけども。

その時鈴木さんはおったのですか。

一応、私の聞いている範囲ではいらっしやらなかつたんではないかと思  
います。

鈴木さんはすでに札幌へ行ったのですかね。

だろうと思います。

それからあとれい君はずっと岡山で暮しておって、先程言った昭和六一年三月一  
四日に札幌へ行くことになったと、こういうことになるわけですか。

ええ、そうです。

三月一四日、一八日に合計四人の人が札幌へ行った目的はなんですか。

一応、三月二〇日にですね、東京の高等裁判所のほうで松下さんの裁判  
がありまして、その場へ鈴木さんが出廷する必要があるということと、  
あとが先程言いました二四日にこちらのほうで、A三六七公判で、要す  
るに判決言渡というふうに予定はなっておりますけれども、それに関  
してやっぱり根本さんとか鈴木さんが何か対応される必要があるんでは

ないかと、その両方含めてですけれども、で、先程言い忘れ：

対応すると言いました、今。

はい。

具体的にこうするというふうなことじゃないんですか、証人として出廷するとかこれこれの書類を出すとか、そういうふうなことじゃないの。

具体的に言えば、東京高裁のほうでしたら鈴木さんが証人申請はされておりました。大阪の高裁のほうではやっぱり根本さんが証人として、成り立たないということを再度言う必要があると、言って行ってその日判決というふうに関してはお出来ないというふうにしなければならぬのではないかというふうなことを伝えに行くと、ならないんではないかというふうにする必要があるんではないかということをお伝えに行くという。そのことは伝えたいでしょう。

一応伝えたいということですか。

一四日から二〇日までの間五―六日ありますが、その間に何回か会って伝えたと  
いうことですか。

一応私のほうは一八日に行つて二〇日の朝までですけれども、あと坂本  
さんが一四日に行かれて、れい君連れて、あと松下さんが一四日、そ  
の日でしたかなんでしたかに、やっぱり行かれてると思います。

だから、合計何回会つて、どのぐらいの時間伝える行為をやっているんですか。

……、一応ぼくはかかわっていませんけれども、一番長いほうで言うと  
一四日から二〇日の朝まで。

連続して。

連続してというか、一応、直接話をしていたということでは、不連  
続、そんなに長くはなくて、何時間ぐらいか。

それは毎日。

一応毎日。



勤務がある時間は除くとかということでは話が続いてたんですね。

断続的にあったと思いますけれども。

最終的にそれじゃ行こうということにはなったわけですね。

一応鈴木さんは東京の高等裁判所に在廷証人として出廷するという  
で行かれております。あと根本さんは、そのへんは根本さんがどうい  
う意思で行かれたのか、あの方具体的に言われなかったんですね、  
行くということでは来られたということはありません、大阪まで来られては  
います。

それで二〇日の東京高裁に鈴木さんが在廷証人として一応出廷はしたわけね。

はい。

根本さんもその時出廷しましたか。

根本さんは傍聴席にいらっしやいました。

あなたも。

いました。

その三月二〇日の東京高裁の法廷で何かおこりましたか。

法廷の中で、松下さんが出廷されました。発言を求めたんですけども、発言が禁止になりました。それで禁止にすることも含めてそれは出来な  
いんではないかというか、不可能ではないかということが発言されて、  
要するに松下さんに対して退廷せよというふうに言われたのに対して、  
鈴木さんのほうから、それは在廷証人ですからということもあるんでし  
ようけれども、それはおかしいんではないかというふうに抗議されたと  
ころ、鈴木さんに関しても退廷命令が発せられたというか、で、そこで  
警備員の方が来られて、鈴木さん妊婦でしたから、で、警備員の方があ  
まりそのへん配慮なしに手荒く振り回したというか、引張り出しかけま  
してそれで根本さんが、いや、松下さんが制止しようとして、結局、そ  
のまま全員四人ですか、失礼五人ですね、れい君含めて五人が放り出さ

れたというか。

根本さんは何をしたんですって。

根本さんは鈴木さんが、要するに警備員ですね。

根本さんがしたことを聞いているんです。

根本さんがしたことですか。

はい。

鈴木さんが放り出されかけた時に警備員に対して乱暴に扱うなどというふうな感じで、手を出したというか、そんなに手を出してないんですけど、制止をされようとしたのは見えます。

止めようとした。

はい。

それでどうなったんですか。

で、全員その場にいた傍聴人も含めて外に出されたという形です、根本

さんもです。

そうするとね、何回も退廷命令が出たわけ。

一回は松下さんに対して出ました。発言禁止にもかかわらず発言したと  
いうことで退廷というふうな。

理由は聞いてない。

二回です。

あなたの今の説明だったら三回になるよ。

……。

松下さん退廷でしょう。

はい。

それから鈴木さんが異議を述べたから鈴木さん退廷でしょう。

はい。

それから鈴木さんを退廷させようとする警備員さんに手をかけたということだ、

表 半 所  
その他の全員退廷ということになったんでしょう。

いや、言われてません、二人だけです、退廷命令が具体的に言われたのは。

あとの三人はどういうことで。

わからない、わからないというか、要するに退廷命令なしでつまみ出された感じになってます、私のほうは警備員の方に：。

裁判官あるいは裁判長はずっとその間法廷の法壇の上におられましたか。

いらっしゃいませんでした、最後まではいらっしゃいませんでした。

どの段階まで。

鈴木さんに対して退廷命令を宣せられたあとはもういらっしゃらなかつたと思います。

もう一回聞きますが、三月二〇日の東京高裁の法廷で警備員さんと根本さんとの間で体の接触があった、やりとりがあった、これは事実ね。

接触というか、触れたという程度でしたら接触はありました。

実力行使という言葉知ってますね。

知っています。

そういうことはありましたか。

根本さんがですか。

うん。

実力行使と言っていいようなものは全然ありませんでしたけれども。

どの程度のものであったんですか。

要するに、妊婦を事実上床の上引きずりましたから、引きずって行こうとしたんでやめろというんで、その手を離そうとはしましたけれども。

警備員の手をつかんで引き離そうとした、そういうことですか。

はい、実際に行動に移る前に根本さんのほうもえり首つかまれてうしろへ転倒しましたけれども、ですから実力行使というか、接触以前の段階

で根本さんも引き倒されています。

東京高裁で根本さんがその仕切のバーを越えて当事者席のほうへ入ったような事実はありませんでしたか。

いいえ、どちらかというと、鈴木さんに対してですから、鈴木さんはバーのところ、傍聴人側のほうで言われてたので、そこへ警備員の方が殺到したのでそこでやりとりになったので、バーを越えるということは一切ありませんでした。松下さんが逆に：

れい君の問題は話合いが切れたままですか。

続行中です、断続的には。

続行中。

はい。

それではね、先程話に出て来た根本さんのA三六七とかかわりについてね、ちょっと聞いておきたいんですが、あなたは根本さんが裁判所から送達された書類

が道の上に落ちていたのをひらったのを見たんですか。

目で見たということでは見てません。

それでは路上に書類がすてられてあるという原因を知っていますか。

知っています。

その原因聞きますわ、どういふことでそうなったんですか。

一九八五年の一月段階で、竹中さんのお宅のほうへ京都地裁の執行官ですかの方が、要するに直接送達されるためにおいでになったんですけれども、その時お宅のほうにいたのが深津千春さんという女の方と、それから私とあと竹中さんのお子さんが四人いて、私はどっちかというところと竹中さんがいない間の子守りという感じでそこへいたんですけれども、深津さんはカーペットの修理の技術があるのでカーペットの修理をしてほしいというふうなことで頼まれて修理をしておいたら、執行官の方がおいでになりました、深津さんと竹中さんを誤認されまして、君が竹中さん



表 半 所

だろうということ置いて行かれようとしたんですけど、深津さんは全然送達される身に覚えも何もないので、私は違いますというふうなことで、一旦執行官の方が玄関先に置いて行かれたものを、私は奥の間にいたのでそんなに確定的には言えませんけれども、持って執行官の方の車が前の道路に止まっていたので、そのボンネットへボンと置いてそのまままた戻って来られてドアを閉めたということですが、経緯は。

あなたはその場に居合わせたんですか。

いました。

それじゃ、執行官と深津さんのやりとりは聞いているわけですか。

一応聞いてます。

深津さんが執行官が乗って来た車のボンネットの上に送達書類を乗せたということとは見てたんですか。

よくは見えませんでした。

よくはてどういふこと。

建物の構造上：。

見てないなら見てないでいい。

見てないといふことでしたら見てないです。

じゃあ、そのことはどうして知っているの。

音で聞きましたけれども。

何を。

耳、音は聞こえて来ますから。

いやいや、ボンネットの上へ送達書類を置いたといふのはどうしてわかりましたかて。

なんか鉄板の上になんかをボンと置くような音は聞こえて来ましたし、あとでこうこうだったんだといふふうなことをそのあとで聞きましたけれども。

深津さんから。

はい。

その根本さんがひろった送達書類というのは深津さんが受取<sup>つ</sup>て執行官のボンネツトの上に置いた送達書類と同一のものかどうかはわかるんですか。

一応、具体的に深津さんに押しつけられかけた送達書類をこうだというふうに見てませんか、あとで根本さんが送り返したものを参照してこれと一緒にすというふうなことはちょっと言えませんが、同じものであるのはだろうと思います。

同じものと推定されるということですか。

十分以上推定されると思います。ほかにそんなものがあのへんの路上にコロんと落ちるはずがないですから。

根本さんはその書類をどのあたりでひろったと言っていましたか。

私はそのへんは根本さんから直接お聞きしたことはないです。

わからない。

はい。

根本さんとA三六七とのかかわり、あるいは根本さんがA三六七事件の審理に参加すべきだという理由はそのあたりから来てるんですか。

一つはそうです。

ほかにありますか。

あと一つあるのが、具体的に言えば鈴木さんと根本さんが初めて会われたのがA三六七であって、結局、その出会われた意味みたいなのはやっぱりA三六七というところがあったこととわかちがたいんじゃないかというところがありましたんで、一緒に住むなら住むでそのへんもきちんとおさえた上でどうされるのかをかかわっているものには明らかにしてくれないとちょっと不可解ではないかということ。

そのくらいですか。

そのくらいと言いますか。

ほかにもありますか。

私の聞いている範囲ではA三六七に関してなのですか、あと別のものなのかよくわかりませんが、根本さんがまずA三六七に来られたきつかけみたいなものが、松下さんがなんかのうちに発表されたような文章を読んで、それでこれはすごいと思っ、それは一体どういうことなのかというのをA三六七まで北海道からですけれども、北海道の方ですから、見においてになった。

私が聞いたのは根本さんがA三六七事件の審理にね、来るべきだということのかかわりを言っているんですよ。

具体的に裁判過程で現われているのは先程言ったようなことです。

二つですね。

はい。

根本さんはもしあなた方がいい君を連れて北海道、札幌へ行って出廷するように働きかけなかったら、三月二四日には来なかったんでしょうか。

多分来られてないと思います。

それはどうしてでしょう。

なんていうのか、最後の最後まで一応は出廷するとか、ないしは札幌から出られるということに関しては半分以上疑念が残りつつも、鈴木さんは行かれると言われていて、鈴木さんが行くということは別に自分が残るといふふうでもないような感じで来られたというのがありますけれども。

質問はね、あなた方が行って根本さんに要請しなければ来なかった。

それはないと思います。

ね。

全然ないと思います。

その理由は。

理由ですか。

はい。

……、A三六七公判ですとかというものに関しては、もう、ほくのみ  
た限りですけれども、具体的にそういうふうなところへ現われたくない  
という感じは強くあったように思います。

二月一〇日以来。

以前からもということですけども、ずっと。

以前の分はあなた人からそういうふう聞いてるわけですか。

はい、以後もそうだという、ただ：。

三月二四日当日のことですけどもね、あなたは佐藤さんという人に付添ってね  
佐藤さんをこの裁判所の医務室へ連れて行ったことがありますか。

あります。

佐藤さんを医務室へ連れて行かなきゃならなかったのはどうしてか見ていましたか。

見ていました。

誰がどうしたんか。

警備員の方が佐藤さんを廊下に突き飛ばして、佐藤さんが小柄なものですから頭から床におっこちまして。

突き飛ばしたというのは、出入口から外へ出そうとして突いたということ。

ええ、佐藤さん人一倍小柄で、警備員の方大柄なんで突いてふつとんだということですよ。

それで倒れて、で。

頭を打ってそこでおき上がれなくなりまして。

気を失ったの。

頭がなんか、記憶がとんでるといふふうには本人は言ってますけれども、



要するにかなり強く頭を打ったんだと思います。  
意識がなくなったの。

ぼくはそのあと出ましたんでそのあとはわかんないんですけど、その時はなかったんだろうと思います。

いや、あなた付添って行ったんだから。

アッ、付添って行く時ですか、その時は意識はあったようですけど、ちよつとほんやりしてました。

控室の中あなた見ました。

一応見ました。

付添って行く前。

佐藤さんが血圧を測る時に入りました、一緒に。

血圧測る時に控室に入って測られた。

はい、控室のソファの上で測りました。

その時控室内に誰がいたか覚えてますか。

私の記憶では松下さんがおられたのと、あと控室のこう入ってこちらへ  
ん。

場所はいいから誰か。

あと若い男の人が奥のほうで立ってらしたのを記憶あるのと、あとは、  
そのぐらいですか、反対側のソファは佐藤さんが座るといふことで、そ  
こに座っていた方が全員出られちゃいましたから。

根本さんはその時控室内にいなかった。

ちょっと私の記憶にはないんですが。

佐藤さんに付添って医務室へ行つて、また現場へ戻つて来ましたか。

いいえ。

そのまま戻らずですか。

戻りませんでした。

もう一つだけ、法廷が騒然としてからね、全員が出されて鍵をかけられるまで何分ぐらいかかったか覚えてますか。

二〇分以上はかかっています。

二〇分以上三〇分以内。

三〇分あったかもしれませんが、ともかく二〇分以上は確実にかかっています。

その間あなたはずっと法廷の中にいたか、即ちあなたは最後まで法廷の中にいたか。

最後までいました。

そうすると、書記官がおるとかおらんとかということはずっとわかるわけ。

私斎藤さんと最後まで話してました。

最初から最後まで。

最初五分ほどは別の方と斎藤さんお話されていて、そのすぐあとほくの

出した書類の件で斎藤さんとお話ししまして、一五分ぐらいですけれどもあなたの前五分ぐらい誰かと斎藤さん話をしているわけね。

はい。

その前斎藤さんなにしてました。

書記官の机のところで、要するに、法廷中ですからお仕事されてましたけれども。

そうすると、裁判官が退席されてすぐからあなたの前に斎藤書記官と話をしている人というのは話を始めておったわけ。

始まってました。

斎藤書記官は途中で何回か法廷出入りしたと言ってたんだけど、そんなことはなかった。

……、無理だと思えます。

(以上

細田良夫)

弁護人（川 窪）

根本さんと鈴木さんが一緒になりましたね。それまではれい君というのはどうしておたんですか。

最初、岡山におられたと思います。

鈴木さんが母親として育てておったんですか。

母親として育てるといふふうなことではなくて、一応かかわっているものがそれぞれ都合が許す限りれい君を育てていたと思います。鈴木さんのほうもいろんなところへ出掛けられたりとかありましたので。

佐藤証人はその点について、鈴木そのさんのほうは子供は生物学的な意味での親、即ち自分ですね。れい君にとって鈴木そのさんが生物学的な親だから自分が育てるべきだという考え、更にまた一方もつと広い関係、そういうもので育てるんだという対立したあれがあったということあったんですか。

とらえ方の違いといえばとらえ方の違いがあったと思いますが、そういうとら

え方の違いとは把握していません。

根本さんと鈴木さんの間に子供ができて妊娠するということがありましたね。

はい。

その子供を生むか生まないかについてやはり議論があり、対立があったんでしょか  
ありました。

あなたはどのような意見でしたか。

私自身が養子だということもあったので、そのままの状態で例えば次なる赤  
んが生まれたらいい君にとってもつらいし、それから生まれてくる子供にとっ  
てもやっぱりつらいだろうと、そういうふうなところでその辺のつらさみたい  
なものを自分が養子であったりとかしたので、その辺何とかされないと子供に  
とってたまったものではないと、再三鈴木さんに言った記憶あります。

既に、胎児というんですか、日に日に大きくなっていく子供について生むべきではな  
いという考えを持っておったんですか。

生むべきではないと言っているのではなく、出産されてそれはそれでかまわな  
いとは言わないが、それは仕方がないが、生まれたときに必ずつらくなるとき  
があるのでそういうふうなことを解決しつつでない私の自己体験からすると  
見ていられないというか、私自身の経験からすると大変つらいことで、それは  
やめてほしいということ言いました。出産するなということは直接には言っ  
ておりません。

やめるというのはどうするんですか。具体的には、墮胎するか生むかでしよう。

ですから、生まれた場合：：

あなたがやめてほしいというのは具体的にどういうことですか。

墮胎せよとは言っておりません。

(以上 松岡圭子)

昭和六三年二月二十九日

大阪地方裁判所

1000

	<p>裁判所速記官</p> <p>細田良子</p> <p>裁判所速記官</p> <p>松岡至子</p>
--	---



第 〇 〇 〇 号



宣せん

誓せい

良心りょうしんにしたがい、知しつていることを  
かくさず、正しょう直じきに述のべることを誓ちかい  
ます。

証しょう人にん

岡山学